

第 9 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

議 事 要 旨

日時：平成 30 年 11 月 21 日（水）18：30～

場所：佐世保市中央保健福祉センター 8階 講堂

（出席委員）

西委員、榊原委員、林委員、嬉野委員、川内野委員、杉本委員、池田委員、森委員、川原玲委員、村山委員、川原ゆ委員、川嶋委員 [12名]

（欠席）

土井委員、迎委員

（事務局）

○佐世保市

保健福祉政策課、医療政策課、長寿社会課、障がい福祉課、生活福祉課、
子ども政策課、コミュニティ・協働推進課、学校教育課、社会教育課 各課員

○佐世保市社会福祉協議会

常務理事、事務局長、地域福祉課 課員

■開会

■会議成立の確認

1. 委員長あいさつ

2. 議事

■資料の確認

■情報公開の確認

(1) 第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画（素案）について

◎西委員長

議事1の第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画（素案）について、ボリュームがあるので議論の的を絞って進めたい。

事務局から計画の全体構成、次に各部会提案に基づいた重点プロジェクトを説明してもらい、委員の皆さまから素案に対して多くの意見をいただきたい。

■事務局（市：杉本）

[資料1：第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画（案）]

- 地域福祉の考え方については、基本的に第2期計画を踏襲して第3期計画を作成している。
- ただし、平成30年4月1日施行の改正社会福祉法に伴い、地域福祉計画は各福祉分野の上位計画に位置付けられ、佐世保市では「高齢者」「障がい者」「健康」「子ども・子育て」の他、「地域コミュニティ推進計画」「地域防災計画」の関連計画と連携を図りながら計画策定をしている。
- また、計画に記載すべき内容が変更されている。5ページに社会福祉法で市町村福祉計画に記載すべき事項を示している。
- ここまでの内容は、今年度、委員会や部会で説明してきた内容になる。
- 第2章は、本日は割愛する。

- 第3章から具体的な事業の内容になる。委員会で地域福祉の今後の課題を抽出し、その解決策をご議論いただき3つの「基本目標」を立てた内容について第3章に記載している。その基本目標を達成するための具体的な事業を第4章に記載している。
- 40ページから、委員の提案に基づく「重点プロジェクト」を記載しているが、内容について、意見を頂きたい。
- 47ページに、事業の構成を記載している。
- 第4章に記載している具体的な事業の内容については、第2期計画より継続する事業もあるが、新規事業もあり、後ほど内容を説明する。
- 第5章は、「進行管理」や「推進体制」を記載している。

①部会提案に基づく重点プロジェクトについて 《各部会からの提案（27ページ）》

■事務局（社協：富永）

- 重点プロジェクトについては、計画策定にあたり、「我が事部会」「丸ごと部会」を3回ずつ開催して、計6プロジェクトの提案をいただいた。これらを基に事務局で3つのプロジェクトに整理したものである。

《重点プロジェクト（40ページ～）》

■事務局（富永）

(1) 佐世保“地域福祉・生活支援ネットワーク”プロジェクト

- 「基本目標1」に関連するもので、地域の課題の把握・解決に向けた仕組みづくりのための重点プロジェクトである。これは、既存の取組みや、住民、医療福祉の関係機関が連携し、困り事の把握、解決につなげるものである。
- 「地域カフェ」は、世代を問わず住民誰もが立ち寄れる場として、27圏域に地区公民館等を拠点に設置を推進し、誰もが気軽に参加し、何でも相談できる環境づくりを進める。
- また、現場で活動している人たちが集まり、地域課題を共有するため「ワールドカフェ」

の手法を用いて、関係機関との連携を進めていく。

- さらに、専門職等でチームを組み、「地域カフェ」を巡回し相談に対応する「移動巡回相談」を実施。
- こうした取り組みや民生委員の活動などの情報を、地域住民に発信していく。
- 市全体で課題の共有・解決に向けた取り組みを検討していく場として「地域福祉・生活支援ネットワーク」をつくっていく。
- 地域だけでは解決できない課題については、地域包括庁内推進会議で多分野の公的サービス連携を行い、課題解決のための方策を検討していく。
- 42 ページに年次計画を立て記載している。

(2) 佐世保“地域福祉教育”プロジェクト

- 各部会でも多くの意見が出されたもので、重点的に推進していく。子どもを対象にした福祉教育を今以上に進める。あわせて大人を対象に、特に企業等と連携した福祉教育を推進していくもの。
- 地域という大きなフィールドの中で、特に子ども（小学校・中学校・義務教育学校）と連携し、地域での支え合等についての学習機会を提供していく。
- 大人では、一般企業と連携し、社内研修等での福祉に関する学習機会の確保や施設等でのボランティア活動を推進するための取り組みをおこなう。
- 社会福祉協議会とふくし教育推進委員会で部会を設け、学校教育課や社会教育課等の協力を頂きながらプログラムを作成する。プログラムの実施は、ボランティア団体、各当事者団体等の協力を得ながら実践していく。
- 年次計画では、2019年に小・中学生対象のプログラムを作成、2020年から実施する。
- 社会人対象については2019年に事例等を研究し、2020年からプログラム作成をスタートする計画になっている。

《(3) 佐世保“安全・安心のまちづくり”プロジェクト》

■事務局（市：杉本）

- 災害への対応が注視されており、防災危機管理局と地区自治協議会が連携し、地域住民が自発的に取り組み、防災訓練にも活用できる「みんなで安心防災マップ」を作成する。
- マップ作成にあたっては、防災危機管理局の専門家等による地域への支援や助言を行いながら、地域の自主性につなげていく。
- 年次計画では、来年度はモデル実施地域を選出し、作成を実施する。そこでの成功事例等を基に、全地域への働きかけを考えている。地区自治協議会も全てではなく、自主的に実施したい地域から都度実施していければと考えている。

◎西委員長

全体構成の中で、第2章の考え方については、改めて精査した上でお示しするというのである。

計画の核となる第3章の重点プロジェクトは、各部会から出されたプロジェクト案を事務局でまとめ、3つに絞られたものについて説明があった。これに対して、ご意見を願う。

■質疑

◎林委員

町内会が40ページのプロジェクト実施主体に入らない理由はなぜか。社会の取り組みの中で、町内会がどう位置付けられているのか。もっと入れてほしいと考えている。

地域のリーダーは町内会で、民生委員はその一員で、町内会長に会議の意義を知ってもらわないと発展しない。町内会と一緒にやろうという気持ちがないのではないかと思った。

◎西委員長

町内会は住民組織の原点である。部会でも、町内会の位置付けを考えてほしいという意見もあったようである。

◎嬉野委員

地域コミュニティの推進は、町内会長のリーダーシップの下で動いていくという自負は持っている。民生委員を中心に、町内会も一緒になって地域福祉に取り組む事は良い事だと思っていて、林委員の意見に賛同する。

◎西委員長

現場からの貴重な意見である。

◎川嶋委員

41 ページの「地域カフェ」設置は、27 圏域となると距離も遠く、障がいがある人や子どもを持つ人はなかなか通えないと思う。

今後、27 圏域の地区公民館から始めて町内会の公民館単位にする計画があるのかをお聞きしたい。

■事務局（社協：富永）

基本的には、27 圏域の公民館と自治協議会の圏域を単位に進めていく計画で考えている。確かに、圏域としては広く、来られない人に対しては検討が必要と思う。

市内 200 カ所でできている「いきいきサロン」との連携の仕組みをつくり、来られない人の課題も集約できる取組みを考えていきたい。

◎林委員

53 ページでは、福祉圏域 33 圏域を 27 圏域に減らすようになっている。通えない地域の人たちを考えると増やしていくべきではないか。納得できない。

防災一つ取っても、広いよりも狭いほうがいい。もっと細かく小学校区単位か、その半分にするぐらいもっと細かくしたほうが、私は正しいと思う。

◎西委員長

自治協議会の問題が入ってきて議論は難しいが、考え方は相談しやすい体制づくりのためにどうするかということ。地域の人たちが連携・コミ

ュニティを取れる組織はどうかという話になると思う。行政側も、福推協と自治協議会との関係は整理していくという話ではあった。

■事務局（市：杉本）

第 2 期計画では、個別支援、小地域支援、地域福祉活動と 3 つの範囲でそれぞれの取組みを実施してきた。33 圏域を 27 圏域に整理したいが、全てが大きな 27 圏域で動くわけではなく、大きな方針、牽引役としては 27 圏域で考えていくが、これに沿って町内会など個別の部分ではサロン活動を推進するなど、身近な地域での福祉活動を推進していきたい。

◎西委員長

市内を 27 圏域に分けたなかで、さらに細かい地域ごとで、できるだけ相談しやすい体制をつくっていくということである。事務局は意見を参考にしてほしい。

◎杉本委員

40 ページ右下の図に「障害者関係機関」とあるが、「障害」の表記になっている。現在「障がい」と平仮名表記にする自治体が多いが、何か意図があるのか、お尋ねしたい。

■事務局（社協：富永）

意図はなく、制度名以外は「障がい」と平仮名表記されているということなので、調整する。

◎川原ゆ委員

「我が事部会」のなかで、子どもの頃からの福祉教育は重要だとの話をしてきたが、43 ページにあるふくし教育推進委員会の構成メンバー、開催頻度、具体的内容などを教えてほしい。

■事務局（社協：富永）

ふくし教育推進委員会は、社会福祉協議会が設置している。開催頻度としては、年に 2、3 回程度開催している。構成メンバーは、小・中学校長

会の代表、社会福祉士会、西委員長にも計画の委員長という形で関わっていただいている。また、県の社会福祉協議会、当事者団体、福祉推進協議会の代表、ケアマネ連絡協議会の代表、市の社会教育課など16名の委員で構成している。部会等も設置し、より具体的な議論等、協議したこともある。

◎川原ゆ委員

福祉教育のプログラムはあるのか。

■事務局（社協：富永）

平成27年に「福祉教育実践指針」を策定しており、その中で具体的なプログラムを設けている。

今回、作成するプログラムは、小中学校等、学校で取り組めるプログラムや企業研修等で活用できるプログラムを新たに作るプロジェクトになっている。

◎川原ゆ委員

現在も、福祉教育を推進するための計画と実績、プログラムがあると理解していいか。

■事務局（社協：富永）

現在、指針のなかに地域や大人向けとして提示できる40のプログラムがある。

それと別に、小・中学校で授業の一環として取り組めるプログラムや、企業研修等で活用できるプログラムを新たに作るというプロジェクトになっている。

◎西委員長

委員のご心配の点は、既にあるプログラムと重複するという意味か。

◎川原ゆ委員

既にあるものと、今回作ろうとしているものと整合性や関連性がよく分からない。

◎西委員長

連携しながらやっていくという話になっているのか。

■事務局（社協：富永）

そうである。

◎西委員長

プログラムは、重複する部分はないのか。

■事務局（社協：富永）

基本的に別で、重複する部分はないが、40のプログラムの中の組み合わせで、新たなプログラムを作ることは考えられる。

◎村山委員

45ページの「防災マップ」で、下の図に、ハード面で危険な地域に詳しい地質業関係の会社や測量設計など、防災マップに携わっている機関を入れてはどうか。

◎西委員長

ご意見として承る。

川原ゆ委員の、既にある福祉教育のプログラムと整合性をどう取るかという意見は、進め方も含め、連携をどう取っていくのか、具体的に示せるように考えたほうがいいと思う。

◎川内野委員

防災マップの作成に関して、作成や活用した訓練の実施とあるので、消防団を記載してはどうか。地区自治協議会には消防団の代表も入っていますし、地域の危険箇所の把握や訓練には消防団の力が必要だと思う。実際、雨が降ったときなど、地域の細かなことが分かっている「消防団」を、ぜひ入れていただきたい。

◎川嶋委員

防災マップのモデル実施地域の選出で、27圏域になると地区の規模がかなり広がる。町内会

単位での防災マップにするのか、小学校単位なのか、お考えをお聞きしたい。

■事務局（市：杉本）

地区防災計画を立てる自治協の圏域ごとに作成する方針である。モデル実施の選出については、27 圏域のうち例えば3 地区ごとや5 地区ごとなどで実施していただく。あくまでも自主的な活動となるので、手挙げ方式でモデル地区に選出したいと考えている。

◎川嶋委員

先ほども「圏域が広い」と指摘したが、住民でないと分からないところがある。そうすると、大人数での参加で作成しないといけないと思う。

■事務局（市：辻）

現在、市全体の地域防災計画しかない。27 地区自治協が立ち上がったことで、防災危機管理局で進めている検討は自治協地区ごとに防災計画が必要ではないかとの視点に立っている。基本的には自治協主体の活動の中で計画を作ってもらうことを主に考えている。委員が言われたように難しいという話も出てくると思っているが、まずは27 地区ごとに作り、さらに細かいエリアに分けて作る必要があれば、そういった動きも出てくると考えている。まずはできるところをきちっとやっていくということで、ご理解いただければと思っている。

◎川嶋委員

町内公民館単位で、防災マップ的な形で避難場所があったり、そういうものを結合して、全体的なものにしていけばいいものができると思ったので、意見を言わせていただいた。

◎村山委員

防災マップができたとして、実際災害が起こったとき、障がい者がどこにいるかは個人情報保護法の関係で民生委員しか分からない。また、市の

登録を嫌がる障がい者は、どこに誰がいるのか、障がい者協会も会員以外は分からない。そういう状況の中で、災害が起きたとき、どのように声をかけていくのか。例えば、耳が不自由な方は、放送では駄目である。それを民生委員だけに任せるのは大変と思われ、個人情報保護法に反するから公開できないのであれば、多分進まない。災害発生時にどう対処するかという検討が必要。

◎西委員長

今の話は「基本目標3」に、その後の対応をどうするかが出ているので、そちらでご意見を頂きたい。

②施策の展開について

[基本目標1：地域の課題把握・解決のための仕組みづくり]

≪1 地域の課題を把握する体制づくり≫

■事務局（市：杉本）

○ 委員会や座談会等で出た課題の解決のための方策について、具体的な事業を記載している。

≪（1）身近に相談できる体制づくり≫

○ 市としては、高齢者だけでなく障がい者等に関する相談にも対応できる、包括的な相談体制構築を検討しなければならない旨、記載している。どこを媒体とするかを含めて検討し、国が示す包括的な相談支援体制の構築に臨みたい。

■事務局（社協：富永）

○ いきいきサロンや見守り活動など既存の地域活動の中で課題を早期発見し、解決につながるよう、社協の地区担当職員を中心にかつどの支援を行う。関係機関との連携を図り、身近に相談できる体制づくりを推進する。

≪（2）民生委員・児童委員等の活動支援≫

■事務局（市：迎）

○ 民生委員・児童委員の定数の適正配置を図りながら、その活動の支援を行いたい。

■事務局（社協：富永）

- 民生委員・児童委員が抱える困難ケース等に対して要請に応じて対応を連携して行う。定例会等での事業説明、生活困窮者事業・貸付事業などを活用し、困難ケースに適切に対応していく。

《2 課題を解決するための体制づくりと活動の促進》

■事務局（市：杉本）

- 課題を解決するための体制づくりと活動の促進について重点プロジェクトの内容を加味しながら、具体的事業の内容を落とし込んでいる。

《（1）地域福祉を推進する組織の基盤強化と活動支援》

- 地域の実情に合った地域福祉の推進のため、地区自治協議会が立ち上がったことにより、福祉推進協議会（33 圏域）を地区自治協議会（27 圏域）と再編・合流し、地区自治協議会での地域福祉活動の実践を行っていく。
- 地域コミュニティの活動拠点である地区公民館をコミュニティ施設化し、地域づくりのための活動に柔軟に運用できるような整理を行う。また、若い世代の活動の場の創出、地域を牽引するリーダー、役員、後継者・人材育成等にも取り組む。

■事務局（社協：富永）

- 福祉推進協議会を地区自治協議会の保健福祉部会等に再編合流し、地区自治協議会において福祉推進協議会の機能・役割等を担っていくことを前提に、今後の組織のあり方について関係機関・団体と協議・検討を進めていく。
- 社協としては、福祉推進協議会の構成員を対象に実施してきた様々な取組みについて、今後も、保健福祉部会等の構成員を対象に展開していく方向性で考えている。

《（2）多機関協働による地域の相談支援体制の構築》

■事務局（市：杉本）

- 社会福祉協議会及び生活支援コーディネーター（第1層）を主体に地域福祉・生活支援ネットワークを構築し、様々な機関との協働

を推進する。

- 市子ども安心ネットワーク協議会においては、関係機関との連携強化を図り、子どもと子育て家庭を包括的にサポートする。
- 地域の医療・介護の関係団体の連携を、「在宅・介護連携サポートセンター」で促進していく。

■事務局（社協：富永）

- 相談の内容に応じて多機関・多職種の連携による支援を実施して様々なケースに対応していく。
- 地域課題の共有、実践活動の情報共有を行い、課題解決を協議する場として専門機関や専門職による地域福祉・生活支援ネットワークを構築し、相談支援の強化につなげていく。

《（3）課題解決に向けて“つながる”仕組みづくり》

■事務局（市：杉本）

- 社会福祉法改正により、分野横断的な包括支援体制の整備が重要視され、その中で市としては、地域包括庁内推進会議を開催し、多分野の公的サービスの連携を通じ、地域だけでは解決できない課題の解決に取り組む。

■事務局（社協：富永）

- 27 圏域の単位を基本に「地域カフェ」づくりを推進していく。その中で、地域で活動する者、福祉・医療の専門職が集う場「ワールドカフェ」も実施する。

《3 情報発信力の強化》

■事務局（市：杉本）

- 市や社会福祉協議会において、相談機関や窓口、サービスの情報を一体的に周知するとともに、市民が必要としている情報のニーズ把握を行い、対象者に応じた媒体・手段による情報発信を行う。

《（1）福祉サービス利用者の選択に役立つ情報提供》

- ただ情報を発信するだけではなく、障がい者や高齢者など受け手に配慮した形で提供する必要があるため、情報バリアフリーの啓発・理解促進を図っていく。
- 行政の取組みだけでなく民間の活動を含め、

情報が分かりやすく得られるような情報の充実を図る。

■事務局（社協：富永）

- 市内の福祉に関する社会資源の情報を把握して、ホームページに公開している「暮らしに役立つ情報ガイド」の定期的更新や、新規情報を掲載するなど、内容の充実を図っていく。
 - 閲覧者からの問い合わせができるシステムを構築し、ニーズに合った情報提供に努める。
- 《（２）コミュニティソーシャルワークに対応した情報提供》
- 市民はどういった情報を必要としているかを、地域の会合で情報収集し、それに対応する情報をホームページ等に掲載し、情報提供に努めていく。

■質疑

◎西委員長

「基本目標１」について説明があった。
委員のご意見を伺いたい。

◎川内野委員

52 ページの地域福祉・生活支援ネットワークで、生活支援コーディネーターは第１層になっているが、全市的な協議体になるのか。

また、「地区公民館をコミュニティセンター化」とあるが、公民館がコミュニティセンターという名称になることで、具体的に、現在の公民館業務の何が、どう変わるのか。

■事務局（市：杉本）

地域福祉・生活支援ネットワークについては、市域版になるため１つ。

■事務局（市：中島）

コミュニティセンター化については、現在、地区公民館が果たしている社会教育、生涯学習の機能は変わらず維持していく考えである。併せて、柔軟な運営で利用しやすくできないかを、今後、検討していく状況である。

◎川内野委員

公民館については、いま一つイメージが湧かなかったが、今後検討ということなので結構です。

◎嬉野委員

地区公民館のコミュニティセンター化は、非常に難しいのではないかという意見が出ている。

地区公民館は社会教育施設であり、地区自治協とはあまり関係ない。地区自治協は地域の問題を一つにしながらかommunity化を図っていくもので、コミュニティセンター化構想は正しいとしても、公民館自体の機能をそのままやっていくのは色々問題があるという声が出てきていると思う。地区公民館長と地区自治協の事務局が現在併設して存在していると思うが、それを一つにするとしたら問題があるのではないか。うまくいけば良いが、よく検討したほうが良いと思う。

◎西委員長

コミュニティセンター化は、市の自治組織の見直しの中での名称変更になるのか。公民館という名称もなくなり、コミュニティセンターになるのか。

■事務局（市：池本）

コミュニティセンターは仮称です。

正式名称は今後検討していくのだが、現在、地区公民館は社会教育施設という位置付けになっているが、今後は、公民館機能を継続しながら、社会教育法の枠を超え、社会教育の利用だけでなく、地域福祉、子育て支援など地域の活動に、より利用しやすい施設にしていく意味でのコミュニティセンター化の表現を使っている。

◎西委員長

市の基本行政の中での考え方の整理であれば、名称の問題は本計画の枠外になると思う。

◎川原玲委員

市役所の中も縦割りではなく、1つで考える場

がほしいと意見を出した後、今回、内容等を見ると、それが先々、話せる場が広がっていくという感じで、とてもうれしく思っている。

54 ページ（2）の〔主な取り組み〕で、「関係機関との連携によるケースカンファレンスの実施」について、「ケースカンファレンス」は、多職種連携で包括支援センターや病院等で現在も行われている部分であるのだが、対象が個別を指しているのか、地域のケースなのか、よく分からなかったのを教えていただきたい。

■事務局（社協：富永）

社協に寄せられた個別の相談に対しての対応をどのようにしていくかというところで、多機関・多職種が連携して話し合っていくという意味でのケースカンファレンスとして書いている。

◎川原玲委員

話し合う場としてはどういう形なのか。いろいろな所で場面が変わっていくと捉えていいか。

■事務局（社協：富永）

生活困窮者の事業、貸付事業などの相談事業を行う中で受けた相談に対して、連携した対応を考えていくことになる。社協に寄せられた相談を中心に、対応について話し合う場として、ご理解いただきたい。

◎川原玲委員

今までやっていたものが、そのままここに反映されているという感じか。

■事務局（社協：富永）

1つ目のところは、今までやっていたものをそのまま継続し、さらにその連携を強化していく流れで考えている。

◎川嶋委員

コミュニティセンターに名称が変わると、「地域カフェ」なども変わってくると思う。名称を変えるならば、対応が必要ではないか。

54 ページの「（2）多機関協働による地域の相談支援体制の構築」の市の一番下に、「住み慣れた地域で、誰もがニーズに合った支援を受けられる地域づくりを進めます」とあるが、離島のサービスがなかったりする。その辺をどう考えているのか。黒島ではサービスが減ってきており、離島も含めて考えていただければと思う。

■事務局（市：吉崎）

「住み慣れた地域で誰もがニーズに合った支援を受けられる地域づくり」については、そういう諸事情も考慮しながら検討していきたい。

[基本目標2：地域における福祉活動の充実と人材育成]

≪1 住民による自主的な地域活動の推進≫

■事務局（社：杉本）

○ 住民が気軽に集い日常的に交流できるようなサロンなどの活動の場づくりを推進していく。地域の催しは住民交流の重要な機会であり、主体となる団体、ボランティアの育成・活動支援に取り組んでいく。

○ 地域住民が自由な発想で地域活動を行うことができるよう先駆的な取り組みなどを研究していく。

≪（1）ふれあいいきいきサロンの推進≫

■事務局（社協：富永）

○ 従来通りサロンの開設運営にあたってのプログラムの企画、レクリエーション支援、遊具の貸出等の支援を継続して行う。立ち上げ当初にかかる財政的な支援も実施する。

○ サロンの運営に当たり、リーダーを対象にした研修会、情報交換会等にも取り組む。

○ 継続的なサロン運営が実施されるように、関係機関・団体、企業等との連携した支援の調整にも取り組む。

≪（2）食を通じた地域活動の支援≫

■事務局（市：杉本）

○ 2期計画で食事サービス支援を実施していた部分について、委員会のなかで、食事の提

供をツールにした地域活動の促進という形で作り込むことができないかのご意見を頂き、名称等内容を変更している。

- 民間が実施している活動について民間と行政、または民間同士をつなぐ働きかけを行い、活動の活性化を図っていく。

■事務局（社協：富永）

- これまで同様、食事サービスグループに対する活動実績に応じた助成を行う。ボランティアを対象とした料理教室等の実施、ボランティア活動者を地域のグループにつなぐ活動を進める。
- 近年広がっている子ども食堂にも支援をしていく。社協は、特に広報活動、企業等との連絡調整の役割を担っていく。

≪（３）地域共生サロンの推進≫

■事務局（社協：富永）

- 対象がある程度定められているいきいきサロンに対して、誰もが年代を問わず参加できる内容での実施を働きかけ、開設を推進する。
- 社会福祉法人等が運営する施設等との連携で、地域の交流拠点づくりを進める。
- 担い手となるボランティアの人材発掘、マッチングも進める。

≪（４）コミュニティビジネスに関する研究≫

■事務局（社協：富永）

- 他都市等で色々なアイデアが取り入れられ、コミュニティビジネスが実践されており、福祉に関連する分野でも広がりを見せていることから、先駆的な取り組みを研究し、市内での活動の創出について検討する。

≪ 2 ボランティア・市民活動の推進≫

■事務局（社協：富永）

- 市民に対してボランティア活動に参加するきっかけとなるような情報提供、ボランティア活動に関する講座、研修などの実施、個人の特技を活かしボランティア活動につながるようなコーディネートに取り組む。

≪（１）ボランティアセンター運営≫

- 部会からの指摘も多かった、ボランティア活

動に関する情報提供について、特に充実させる必要があるため、ホームページのリニューアル、メール等媒体を通じた情報発信を進める。

- 引き続きボランティアセンターの周知も行い、ボランティアに関するニーズを把握し、ボランティアの依頼件数の増加、依頼に応じたマッチングを進める。

≪（２）ボランティア活動支援≫

■事務局（社協：富永）

- ボランティア人材の養成を進めるために、対象や目的に応じた入門講座や実践講座などを継続して実施する。
- 登録している個人ボランティアを地域のボランティア活動につなげる取組みも実践する。
- ボランティアに関する啓発のため、ボランティアセンターが中心になり、企業や各種団体への出前講座の実施を進める。

≪（３）災害ボランティアネットワークの推進≫

■事務局（社協：富永）

- 災害時に災害ボランティアセンターの運営にあたり、連携した活動をスムーズに実践していくため、平常時から顔が見える関係づくりに取り組む。現在、17 団体が連携して参画する市災害ボランティアネットワーク協議会の開催や災害ボランティアの設置運営訓練を実施し、ネットワークづくりを進める。
- 今後は、ネットワーク独自の訓練を行い、より実践的な内容で実施する。

≪（４）災害ボランティアに関する意識啓発≫

■事務局（社協：富永）

- 市民に対する災害ボランティアの啓発や防災意識の高揚のために講演会等を開催する。
- 自治協議会を単位に地域防災訓練を実施されているが、その中で、災害ボランティアセンターの意識啓発が連携してできるよう進めていく。

≪ 3 共に生きる地域づくりの推進≫

■事務局（社協：富永）

○ 子どもに対する福祉教育はもちろん、企業を中心に若い世代へのアプローチに工夫して取り組む。

○ ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方の普及・啓発を図る。

《（１）ふくし教育の実践》

■事務局（社協：富永）

○ 地域の関係団体と連携した、地域を基盤とした福祉教育の実践プログラムの実施を進めていく。

○ 子どもを対象にした福祉教育の中で、学校と連携した福祉教育の実践およびプログラムの作成、提案を推進して、実施校数を増やしていく。その際、団体・個人等との協力体制を作り、より充実した福祉教育を進める。

○ 企業においても、従業員の地域貢献が広がるような講座等を開催して、ボランティア意識の高揚を図っていく。そのプログラム内容の効果等の検証は、様々な方法を検討し可視化できる形を考えている。

《（２）地域福祉への意識啓発》

○ 市民を対象にした、共に生きる地域づくりの意識醸成を行うために地域福祉の講演会を実施する。

○ 地域福祉ガイドブックを作成し、企業や学校、地域に出向いての出前講座を実施する。

《（３）福祉活動プラザの運営》

■事務局（市：田中）

○ 福祉活動の拠点として三ヶ町アーケードに福祉活動プラザを設営し、福祉系団体の活動を支援している。特に、賛助会員の加入促進等を支援することで、組織強化を図っていく。

○ 年間を通じ、福祉に関する研修会や講演会などを開催しており、学ぶ場の機会提供による人材育成や市民への啓発を引き続き行っていく。

○ 市民の福祉への理解が深まるように、インターネットを活用した情報発信、福祉情報コーナーの整備を図っていく。

■質疑

◎川嶋委員

57 ページの「（１）ふれあいいいききサロンの推進」について、設置箇所数が 2023 年までに 300 カ所とあるが、社協と市を含め、市全域をカバーするためには何箇所を目標にしているのか。

■事務局（社協：富永）

300 カ所は社協が立てた目標で、「いきいきサロン」の活動を町内会単位で広げていくことを目標に、約 610 町内会に約半数の 305 を 5 年かけて開設していく。

◎川嶋委員

市も含めてか。

■事務局（市：杉本）

地域福祉に関連する「いきいきサロン」は、誰もが集える場として設置するもので、町内会単位 610 カ所を目指していて、高齢者を対象とした介護事業とは、目標としては、別立てとなっている。

■事務局（市：七種）

長寿社会課では、「介護予防の活動の場」と言っているが、2025 年を目標に 250 カ所つくっていきいたいと考えている。

◎川嶋委員

介護予防のサロンなのか、レクリエーション的な感じなのか、勘違いされる方も多いと思うので気を付けてほしい。

◎川嶋委員

ボランティアを対象とした料理教室等研修会を年間 5 か所実施するというので、そこで養成されたボランティアはその後、活動をされると思うが、61 ページの【達成目標・年次計画】では、活動希望新規登録者数が年間 40 名ずつ増えていくとなっており、数的にどうなのか。

ボランティア講座を受け、かなりの数が養成さ

れますし、ホームページ上でボランティアと依頼をマッチングしていたり、学生のボランティア活動等もあるのであれば40人という目標数値は少ないのではないかと。目標値の設定理由は何か。

■事務局（社協：迎）

前年度と前々年度の平均が40名になるため、その数値を設定した。入門講座等行っているが、受講者全員がボランティア登録をされる訳ではない。

◎川嶋委員

インターネットで見やすい情報発信をする方針でもあるとのことなので、依頼も多くなると思ったため質問した。

◎川原ゆ委員

65ページの「3 共に生きる地域づくりの推進」で、「若い世代に対するアプローチを工夫」とあるが、「ふくし教育」の実践校が12校、18校、20校、22校とちょっと少ないと思う。低い目標値を設定しているように思う。

■事務局（社協：富永）

市内に小学校42校、中学校が24校、義務教育学校が2校あるが、その中で、社協と連携した福祉教育を実践している学校は昨年度12校となっている。社協が計画段階から関わっている校数であって、その他の学校が福祉教育を全くしていない訳ではない。

◎川原ゆ委員

福祉教育の協力校みたいなものに指定し、もっと開発して、福祉教育の推進をしていけば、若い世代の意識開発になると考える。

■事務局（社協：富永）

そういった取組みを進めるためにも、学校でできる福祉教育について、時間数に応じたプログラムを作り、社協と連携した取組みを進めていただ

ける学校を増やしていきたいと思っている。

◎西委員長

小・中校合わせて12校か。

■事務局（社協：富永）

そうである。大半は小学校である。

◎西委員長

福祉協力校といった指定のあるものはないのか。

■事務局（社協：富永）

現在は行っていない。

◎西委員長

委員としては、そういう学校を指定する形で増やしてほしいとの意見である。

60ページの「(4) コミュニティビジネスに関する研究」は、具体的にどういう取組みなのか。

■事務局（社協：池田）

ビジネスといっても利益を追求するイメージではなく、地域のニーズや課題に対応するための事業としてコミュニティビジネスを展開していければと考えている。

特に、地域には様々なノウハウを持つ人材がいらっしゃいますし、施設や資金を活用することでコミュニティの活性化・再生をしていく先事例も全国にあるので、そういった事例を基に研究していきたい。

黒島で引きこもりの若者を支援するNPOと、島内の高齢者が農業の指導者となり、「ソーシャルファーム」という位置付けで事業を展開している。引きこもりの若者の自己肯定感を高める一つの方法であったり、雇用の創出、生きがいづくり、居場所づくりなどの側面も感じている。

地域のニーズを満たす活動としてのコミュニティビジネスという活動を探求できればと考えている。

◎西委員長

「目標1」に「地域の課題を把握・解決」があるが、その取組みの中で、地域のニーズが出てくる問題とも関連した形で特化してやっていこうといったことも考えているのか。社協独自の試みか。

■事務局（社協：池田）

そうである。

◎西委員長

「基本目標2」についてはよろしいか。
では、次の「基本目標3」をお願いする。

[基本目標3：自立した生活を支える福祉サービスの展開]

≪1 生活支援・自立支援等の取組み≫

■事務局（社協：富永）

○ 経済的自立や生活意欲の助長促進のため、貸付制度による生活支援、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護するための成年後見制度、日常生活自立支援事業を実施していく。

≪（1）佐世保市福祉資金貸付事業≫

○ 生活困窮者世帯に対し、一時的な資金貸付けにより、相談者が抱える課題解決への支援をおこなう。必要に応じて生活困窮者の相談事業や民生委員との連携により自立支援を行う。

≪（2）長崎県生活福祉資金貸付事業≫

○ 県社協の貸付制度を活用し、低所得者世帯、高齢者世帯等に金銭的な支援を行う。生活困窮者の支援事業と連携し自立支援を行う。

≪（3）日常生活自立支援事業≫

○ 関係機関と情報を共有し、連携して課題解決に向けた支援に取り組む。生活支援員のスキルアップを行い、利用者に対する支援の充実を図る。そのための研修会を定期的実施する。今後も利用者の増加が予想されるため、生活支援員の養成講座等を実施する。

≪（4）生活困窮者自立相談支援事業の推進≫

■事務局（市：磯和）

- 経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある方に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進を図ることを目的としている。
- 主な取組みは、生活に困窮する方が抱える問題の早期発見に努め、問題がより深刻化する前に適切な支援ができるように、待ちの姿勢ではなく、積極的に地域社会に出向き、問題解決に向けた支援を行う。
- 自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援の一体的支援に取り組む。
- 直ちに就労が難しい方へは、就労体験や生活習慣の改善の支援を行うとともに、自ら家計の状況を把握することが難しい方には、家計の見直しなど、生活再建に向けた支援を行う。
- 支援を組み合わせることで収支のバランスを踏まえたうえでの就労支援が可能になるなど、効果的な一体的支援を進める。

■事務局（社協：富永）

- 社協は、先ほど説明のあった事業を受託し実施している。
 - 相談者が活動による満足感、自信を得られるようなきっかけづくりを目的にした居場所活動「ゆ〜らり」は社協の独自事業として実施しており、今後も継続する。
- ≪（5）させぼ成年後見センター運営事業≫
- 平成26年度にさせぼ成年後見センターを開所し、法人後見に取り組んでいる。引き続き事業を実施する。
 - 受任件数の増加に合わせ、貢献支援員の養成やスキルアップ研修を、日常生活自立支援事業と連携して一体的に実施する。また、制度の周知など広く広報活動を行う。

《 2 緊急時や災害時に対応できる体制の充実》

■事務局（市：杉本）

- 緊急時・災害時に対応するため、市民自らが備える仕組み、民間企業との協力した活動を推進する。災害時に手助けが必要な人への対応、地域での取組みを推進する。

《（1）緊急時・救急時に備える取組み》

- 緊急時連絡カード、救急医療情報キットを配布し、市民自らが緊急時に備える仕組みを普及・啓発する。
- 民間企業が地域で行っている通常業務の中で市民の異変を発見した場合、その情報を行政に知らせる官民連携の取組みを推進する。現在、14社にご協力いただいている。今後も協力先の企業などを募る。

《（2）災害時避難行動要支援者支援事業の推進》

■事務局（市：迎）

- 災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な人を避難行動要支援者と位置付け、名簿作成を自治体に義務付けた。市も名簿を作成し平成 29 年度に配布を開始した。
- 主な取組みとしては、対象者の名簿作成、支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意、支援関係者への名簿配布である。
- 支援関係者として、消防局や警察、民生委員、自主防災組織、町内会が想定される。個人情報取扱いの関係上、任意団体の町内会は市長名で覚書を交わしたあと提供している。
- 名簿配布に際し、覚書を交わす町内会数を上げていくとともに、対象者の同意取得も併せて目標にして取り組んでいる。

《（3）福祉避難所》

- 災害発生時に、身体的な理由などで一般的な避難所での生活が難しいと判断される避難者を、あらかじめ市が老人福祉施設や障がい者支援施設と協定を結び、受け入れを依頼している。

- 協定先は現在、42 施設で、319 人が受け入れ可能になっている。福祉避難所は一般的なものと異なる特殊な部分があるので、そういった内容も周知していきたい。

《 3 社会福祉法人による公益的な取組みの充実》

《（1）地域公益事業への地域の福祉ニーズの反映》

■事務局（市、杉本）

- 平成 30 年度から地域福祉計画推進委員会の審議内容に追加した。
- 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用し、地域公益事業を行う場合、住民の意見を聞く場を設けることで、地域の福祉サービスの充実を図るものであり、本委員会は、その意見聴取による福祉ニーズの把握の機能を担うため、今後ともご意見の把握をさせていただく。

■質疑

◎林委員

最近、登校中の小学 2 年の児童が後ろから手を引っ張られる事件があり、私が警察に通報したが、警察が来るのに 10 分かかった。別件で、救急車が現場に来るのに場所が分からないことが何度かあった。災害時の名簿作成時に、消防と連携しているから、すぐに助けに行けると言われたが、難しいと感じた。

災害時避難行動要支援者支援制度も防災マップもそうだが、高齢者がどこに住んでいるか、氏名を入れればすぐ出てくるようなプログラムを作ってほしい。高齢者は亡くなる方もいるため、いつも新しい名簿を作っていないと、いざという時に役立たない。

民生委員がすぐ使えるような、防災マップと一緒に高齢者名簿を作っていただきたい。

◎村山委員

75 ページの「(3)の福祉避難所」に関連して、避難所の災害時のトイレの問題があり、いつでも水が使えるようにするため、防災用井戸の設置に取り組んでいる地域が全国的に広がっている。特

に熊本県や静岡県では各市町村で設置の普及がなされているが、今後、市はそのような計画があるか。

■事務局（市：辻）

防災関係が出席していないため、詳細は後ほど確認したい。

◎池田委員

福祉避難所に関して、受入れ可能人数が今年10月17日現在、高齢者、障がい者も含めて319人となっているが、この受入れ可能人数を増やしていくことを目標値にするのは難しいのか。

■事務局（市：辻）

今の意見は当然だと思う。現在、協定締結先42施設で受入れ可能人数が319人となっており、協定締結先の施設が増えれば、人数も増えていくので、その努力していきたいと思う。

目標に挙げるのは、検討させていただきたい。

◎杉本委員

障がい者施設と協定を結ぶということで、障がいにも肢体障がい、精神障がいなどあるが、偏りはないか。知的障がい者施設が少ないということはないか。

■事務局（市：迎）

老人福祉施設連絡協議会の加入施設が27か所、老人介護保険施設が35か所、介護老人保健施設が8か所、障がい者支援施設が7か所で、老人福祉施設が圧倒的に多いが、福祉避難所の対象が妊産婦や子どもも含めると親もついてくるのでベッドが必要になる。

協定の内容は、最大7日間収容で、それ以降は次の生活の場所を決めることになる。生活のためベッドなどの設備がある所ということで、42か所と協定を結んでいる。

◎川嶋委員

73ページの緊急時連絡カード、救急医療情報キットがあるが、両方をセットにして配布したほうがより効果的ではないか。

救急医療情報キットはケースに入れて冷蔵庫に保管するとなっている。それは、各自でケース揃えたり、世帯となると用紙もかさばると思うが。

また、救急隊員が駆け付けた際、実際、医療情報キットを使ったことがあるか、教えていただきたい。

■事務局（市：杉本）

高齢者や独居の方だけにとらわれず、誰でも使えるということで配布している。ご提案のように、今後セットにすることも考えながら進めていきたい。

救急医療情報キットについては、消防局と連携し、毎年活用された数を把握しており、あまり件数は多くはないが、多いから良いという事ではない。

◎川嶋委員

緊急時連絡カードと救急医療情報キットの違いは何か。

■事務局（市：杉本）

緊急時連絡カードは、常備携帯し、外出時に路上で倒れたりした場合、発見者などが家族や緊急時連絡先に連絡するためのもので、救急医療情報キットは、独居高齢者などが自宅で倒れて意思疎通ができない場合などに、服薬情報などを救急隊や医療機関に適切に伝わるように備えるもので、家から出ないものになる。

平成29年度に、救急隊員が救急医療情報キットを活用した件数は19件である。

◎川原玲委員

現場の声として伝えたい事がある。

74ページの「災害時の避難行動」について、水害や地震など災害によって避難場所が変わっ

てくるが、誘導者がよく分からないといった声がある。災害の種類によって避難先を施設等に周知したほうが良いと思う。

75 ページの「福祉避難所」についても、避難区域に入っている施設入所者が避難移動する際、「施設内が安全」という声が出たことがある。トイレや食事の問題など協定先の施設の対応を、事業所や家族が不安に思われる声も上がっている。

◎西委員長

災害関係は、関心が高い事だと思う。計画のなかでも「災害時に手助けが必要な人への対応や地域における取組を推進します」が目標となっている。

それに対して【達成目標・年次計画】には、名簿配布率となっている。問題は、町内会単位で行動を支援しやすいようにしていくことが重要で、それは部会でも議論されてきた。

たしかに個人情報保護の問題は大変難しい部分が多いと思うが、それは行政の責任で、前段の問題である。計画に記載するのは、例えば、町内会単位での避難計画書の作成をします、その作成率を目標値に定めて進めますよ、といった具体的な内容にしないと、実際の災害時に行動できないと思う。そういった取組を行っている自治体もある。意見として聞いていただければと思う。

◎嬉野委員

災害時避難行動要支援者の事業で、対象者のうち本人の同意があれば、町内会長や民生委員には名簿が提供されている。しかし、対象者のうち同意していない人がかなりいらっしゃると思う。同意者が何パーセントなのか。隠れた要支援者を把握されているか。

■事務局（市：辻）

平成 30 年 6 月 1 日時点で、名簿対象者が約 1 万 2,000 名。そのうち同意された方は 40% 弱の 4,400 名となっている。明確に「同意しない」と回答した方が 680 名、施設入所者が 1,200 名、

無回答が最も多く 5,000 名に上り、大きな課題となっている。

郵送で同意の確認作業をしているため、本人に伝わっているかどうか確認が難しい。

今後、町内会や民生委員などを通じて、その確認も進めていかなければいけないと思っている。

◎川原ゆ委員

13 ページの「3 計画の位置付け」で、市総合計画と子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画の 3 計画に携わっているが、横串が通っているのかとても疑問である。

庁内で計画のすり合わせは行われていると思うが、委員をやっている、バラバラではないかという感じがしている。

市としてご意見があれば、願います。

■事務局（市：杉本）

おっしゃるとおりなので、平成 31 年度から庁内推進会議を開催し、市民に分かりやすい横断的な行政側の仕組みづくり、一緒に考えていく体制づくりを、今後進めたいと思う。

どこまでできているかは、皆様にまた評価していただければと思う。よろしく願います。

◎西委員長

地域包括庁内推進会議を立ち上げることになっており、この組織がしっかり動いて、民間と行政の連携がどうつながっていくかが大きなポイントで、委員会としても期待している。

今日頂いた意見は、事務局で受け止め、精査して改めて示していただきたい。

「3. その他」、事務局からは何かあるか。

3. その他

■事務局（市：杉本）

本日のご意見について、後日、素案の最終案という形で委員に送付し、それについて新たに意見を頂き、最終的に委員会からの答申という形でまとめたいと思っている。

今後のスケジュールは、最終案の段階でパブリ

ックコメントを実施予定で、その意見を踏まえて修正作業を進め、平成 31 年 1 月に第 10 回の委員会を開催し、委員会からの答申をしたいと思っている。

◎西委員長

以上で、本日の委員会を終了する。

■ 閉 会